

令和8年2月5日
独立行政法人国立美術館
国立新美術館

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「国立新美術館アートライブラリー運営業務」に係る落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「国立新美術館アートライブラリー運営業務」については、以下のとおり落札者を決定し、契約を締結しました。

記

1 落札者・契約相手方の名称

社会福祉法人埼玉福祉会

2 落札・契約金額（税込）

86,119,110円

※実施期間の総額

3 落札者決定の理由

国立新美術館アートライブラリー運営業務入札実施要項に基づく、入札参加に必要な資格を全て満たした者であり、最低価格落札方式により開札した結果、落札者となった。

4 対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

別紙「国立新美術館アートライブラリー運営業務実施要項」（以下、「別紙」とする。）「1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」のとおり。

5 実施期間

令和8（2026）年4月1日から令和11（2029）年3月31日まで

6 報告、秘密保持その他対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために落札者が講ずべき措置に関する事項

別紙「8 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、新美術館に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施者が講じるべき措置に関する事項」のとおり。

7 第三者に損害を加えた場合の落札者が負うべき責任に関する事項

別紙「9 公共サービス実施者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施者が負うべき責任に関する事項」のとおり。

8 対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

別紙「別紙1 国立新美術館 アートライブラリー運営業務 仕様書」「IV業務実施体制」のとおり。

9 契約の相手方の住所及び代表者の氏名

埼玉県新座市堀ノ内 3-7-31

理事長 並木 則康

以上